

## 日本語学校と外国人受け入れの煩雑さの遠因

一月になると、新入生の季節である。すでに皆さんにとってはよくわかっている話であるが、日本語学校において、「新入生の季節」は 4 月、7 月、10 月、そして 1 月の年 4 回存在する。この 4 回の入学時期になると、新入生の受け入れを行わなければならない。当然に、空港まで迎えに行かなければならないし、また、寮なども手配しなければならない。もちろんこれらの作業が手間だとか、いやだといっているのではない。しかし、通常の大学などにおいては、あまり経験しないようなことであることは間違いがない。特に、日本語を学びに来る外国人は、各国の文化があり、日本には初めてくる場合が少なくないし、また、各国の親御さんの期待を背負って日本に来る場合も少なくない。

新入学の生徒が来た時に最も気を付けなければならないのが、「悪の道に染まらない」ことである。そのために、我々日本語学校の職員や教員は、当然に、彼ら一人一人に注意を促すだけでなく、彼ら新入生の親代わりになって、場合によっては私生活の面倒を見たり、親身に相談に乗ることもある。昼夜を問わず、時には、自分たちのプライベートを犠牲にしても、彼らが悪い方向に行かないように気を砕くのである。

しかしそのようにしても、不幸にも、悪の道に染まってしまう学生は後を絶たない。そのことで、さまざまな担当官庁や役所から注意を受けてしまう日本語学校も少なくないのである。本来は、「日本語学校のことを良く知っている人や機関が、日本語学校の業態に合わせて、その優劣や努力を評価してくれるべき」であると考えているが、今はそのようにはなっていないのである。

実は以前は、「日本語学校の団体」が、法務省の入管業務における就学・留学生在留資格審査において、審査の参考資料を作っていた時代があったのだ。つまり、「日本語教育のために外国人を受け入れてよい日本語学校かどうか」ということを審査することができたのである。それは、法務省が「出入国管理及び難民認定法の規定による上陸審査において日本語教育機関を告示する際」に、「財団法人日本語教育振興協会（日振協）」が認定している認定校制度を参考にするということが行われていたのである。もしもこの制度が健全に機能していたのであれば、「日本語学校のことをよく知っている機関が日本語学校の評価をする」ということになっていたのである。本来であれば、法務省や文部科学省がそのような機能を持っていればよいのであるが、しかし、やはり人員にも予算にも制限があり、また、一般の大学などとは異なるカリキュラムであることなどから考えれば、そこまでの負担を文部科学省や法務省に求めることは難しい。そこで、日

振協の認定校制度のようなことが行われていたのである。

平成 22 年 5 月、民主党政権において「事業仕分け」が行われた。「事業仕分け」とは、知らない人はいないと思うが、民主党が政権交代を行うときの選挙の公約で「無駄削減」ということを標榜し、「無駄を削減して 5 兆円の予算を捻出する」として、政府が行っているさまざまな事業を、必要性で仕分けをした行為のことを言う。この事業仕分けの中に、日振協の行っている「認定校制度」が入ってしまったのである。

この事業仕分けまで、各日本語学校は、日振協の認定校でなければ入管審査上不利になるのではないかとの危惧から、新設時の日振協への協会加盟金や 3 年ごとに行われる認定校としての更新料、そして年会費を支払っていたのである。しかし、同年 5 月 24 日に開催された事業仕分けの会議（ワーキンググループ B 事業番号 B-38）において、日振協の審査認定制度は、10 名が廃止、4 名が見直しということで、結論として廃止が決定されてしまう。この結果を受けて日振協の佐藤次郎理事長は、「日振協による（日本語教育機関としての）審査と、法務省が行っている入国審査の間には関連性はない。各日本語教育機関が日振協の認定校として資格を更新するかどうかは、各校に選択権がある」として、その判断を認める発言をしているのである。

さて、そもそも日振協なぜ設立されたのであろうか。これは、1988 年、日本への就学生新規入国者数は 35,000 人となった。これは前年の入国者数 13,915 人の約 2.5 倍にのぼり、そのほとんどが中国からの留学生であったのだ。この、中国から日本へ渡る就学生の増加には、中国政府による大学教育の改革開放政策と日本政府の留学生 10 万人受け入れ計画が重なったことが背景にあった。

昭和 63 年 9 月には、日本の法務省及び文部省に対して日本語学校の実態を把握するよう勧告がなされた。その審査によって、ブローカーなどによる申請書類の偽造などが明らかになったことから、法務省はビザ発給の審査基準を強化した。その結果、上海の日本領事館に就学ビザ申請者がビザの発給を求め、1000 人を超えるデモ隊となり押し寄せることになったのだ。この時、日本語学校の入学許可証をもつ就学志望者は 3 万 8 千人ほど存在したといわれている。この事件を受けて、翌年日本語教育のための審査機関として日振協が設立された経緯があったのだ。

しかし、平成 22 年までに日振協の内部機構は、尾立参議院議員（当時）によれば「この法人の経営スタイルといいますか、ガバナンスのあり方」に問題があるとされ、「身内で全部審査されていると外形的に見える」と判断されるような状態になってしまっていたのである。また、枝野大臣（当時）によれば、これらの審査は全て法務省が行うべきであり、一民間団体に行わせるべきではない、と判断されたのです。法務省も「日振協は必要ない」とこの事業仕分けの席で発言しているのもであり、設立当初の内容とはかなり変わってしまった日振協の姿が浮き彫りになってしまったといえるのではないか。

さて、今までは、この時期のように入管審査が必要なときにどのようになっていたのかということ、かの事件や民主党政権時の変化という歴史を交えてみてきた。返す返

すも残念なのは、日振協がしっかりとその役目をその設立の趣旨に合わせて行っていけばという点だが、そのような過去のことを言っても仕方がないので、前に進むことにしよう。

現在は当然に、「悪質なブローカーのような日本語学校を排除する」という要請があり、もう一方で、安倍内閣が示した「留学生30万人計画」ということを通して、より多くの外国人に日本の素晴らしい文化と魅力を世界に伝えるために、多くの外国人を受け入れなければならない。そして「事業仕分け」の中で決められたように、それらの審査を法務省や文部科学省が行うということになるのだ。

その意味で、昨年7月22日、法務省入国管理局が「日本語教育機関の告示基準」を策定した。これは、法務省が文部科学省高等教育局及び文化庁文化部の意見を容れた上で、新たな告示基準を作るというもので、今年の8月1日から適用されることになる。

この基準は「日本語教育機関の告示基準解釈指針」によると、

- ・名称が、日本語教育機関として適当なもの
- ・料金や学校運営に必要な内容の学則が整っていること
- ・設置者が経済および見識的に問題がないこと
- ・設置者が過去に問題を起こしていないこと
- ・ほかの事業と区別をして日本語学校を経営すること

などの項目が定められている。また、その内容に関し「教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、次に定めるところにより、活動の状況について自ら点検及び評価を行うこととしていること」というように、自ら、それらの内容を常に点検しているということが重要になってくるのである。

また、生徒のアルバイトや進路指導に関しても、

「〔禁止行為〕 四十 職業安定法（昭和22年法律第141号）上の許可を受けて同法の定めるところにより手数料又は報酬を受ける場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあつせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させないこととしていること。

→ 本規定は、留学生に係る人身取引的な行為を規制する趣旨であり、職業安定法上の許可を受けて適正にあつせん事業を行っている場合を排除するものではない。なお、第1条第1項第16号の「進路指導」は、飽くまで生徒の利益を第一に考えて行う必要があるので、有料職業紹介事業を営む場合には、生徒のための「進路指導」の趣旨が損なわれないように留意する必要がある。」

（以上「日本語教育機関の告示基準解釈指針」より抜粋）

となっている。問題はこれらの規定が、ほかの省庁、例えば経済産業省や厚生労働省などに周知徹底されていないことで、さまざまな事故が起きていることである。こうしたことに留意しながら、十分に「生徒のために何ができるか」ということを考えなければ

ならない。なお、この件に関しては、別途改めて説明をしたいと思う。

なお、JaLSA では、これらの決定に協力し、これらの基準に合わせた入国審査及び日本語学校の運営が行われることを期待するとともに、その推進のために協力を行うものである。最も問題なのは「悪質なブローカー的な行為」であり、それらはなるべく「自浄作用」によって問題を解決しなければならない。そのようにしなければ、「日本を好きになってもらう」はずのこれらの事業が水泡に帰してしまうからである。

しかし、これらの問題は後を絶たない。また、同じ教育機関であるにもかかわらず、日本語学校が一般の高校や大学といったところと区別されてしまっているということも問題がある。これらに関して、今後も理解を求めると同時に、日本語学校を発展させてゆかなければならないのではないか。